

短期入所利用料金

(短期入所療養介護)

《介護サービス》

■基本料金 (介護保険適用の1日あたりの自己負担額) 利用料負担割合1割として記載

	要介護(1)	要介護(2)	要介護(3)	要介護(4)	要介護(5)
多床室(2人・4人部屋)	902円	979円	1,044円	1,102円	1,161円
従来型個室(個室)	819円	893円	958円	1,017円	1,074円

《介護予防サービス》

■基本料金(1日あたり)		要支援 1	要支援 2
	多床室(2人・4人部屋)	672円	834円
従来型個室(個室)	632円	778円	

■滞在費・食費 <1日あたり>

	滞 在 費		食 費	
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
利用者負担第4段階	460円	1,560円	1,680円	朝食 480円 昼食 600円 夕食 600円
	滞在費負担限度額		食費負担限度額	
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
利用者負担第1段階	0円	550円	300円	
利用者負担第2段階	430円	550円	600円	
利用者負担第3段階①	430円	1,370円	1,000円	
利用者負担第3段階②	430円	1,370円	1,300円	

※利用者負担第1段階から第3段階の方は、ご入所の際に「**介護保険負担限度額認定証**」をご提示下さい。

《介護サービス・介護予防サービス共通》

■加算料金 (介護保険適用の1日あたりの自己負担額)

加算の種類	料 金	加算条件等	加算の種類	料 金	加算条件等
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本料金の1%減算	1日につき	口腔連携強化加算	50円	1月につき
業務継続計画未策定減算	基本料金の1%減算	1日につき	療養食加算	8円	1回につき(1日3回を限度)
身体拘束廃止未実施減算	基本料金の1%減算	1日につき	認知症専門ケア加算Ⅰ	3円	1日につき
夜勤職員配置加算	24円	1日につき	緊急時治療管理	518円	1月に1回連続する3日を限度
個別リハビリテーション実施加算	240円	1回につき	特定治療	医科診療報酬点数表に基づく	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	1日につき (入所日から7日を限度)	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円	1月につき
★緊急短期入所受入加算	90円	1日につき(限度7日やむを得ない事情+14日)	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	1月につき
★若年性認知症利用者受入加算	120円	1日につき	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	1日につき
★重度療養管理加算Ⅰ	120円	1日につき	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円	1日につき
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ・Ⅱ	51円	1日につき	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	1日につき
送迎加算	184円	片道につき	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に7.5%を乗じた単位数の1割	
総合医学管理加算	275円	1日につき			

★要支援の方は算定対象外です

■その他の料金 <1日あたり>

- 洗濯代(※) 120円
- 持込家電製品電気代 50円
- 理容代(整髪) 2,500円
- " (顔剃り) 1,600円
- " (カット) 2,000円
- " (カラー) 3,700円

※入所セットをお申し込みの場合、洗濯代は日額132円(税込)となります。

介護老人保健施設

桜の園 (さくらのその)

〒010-0057
秋田県秋田市下北手梨平字登館8番地
TEL(018)839-5977 FAX(018)839-5971
e-mail : 88s63sa@oukyukai-akita.jp

■加算料金 (介護保険適用の1日あたりの自己負担額)

加算等の項目	料 金	加算条件等
高齢者虐待防止措置未実施減算		基本料金の1%を減算 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合。
業務継続計画未策定減算		基本料金の1%を減算 以下の基準に適合していない場合 感染症や非常災害の発生において、サービスの提供を継続的に実施するための計画を策定すること。当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
身体拘束廃止未実施減算		基本料金の1%を減算 以下の基準を満たしていない場合 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し職員に周知徹底を図る。適正化のための指針を整備。研修を定期的実施。
夜勤職員配置加算	24円	1日につき 夜勤時間帯に入所者様100名につき5人の職員が勤務時間換算でいる場合
個別リハビリテーション実施加算	240円	1回につき 作業療法士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	1日につき(入所日から7日を限度) 自立度がⅢ以上であって、在宅生活が困難であると医師が判断した者)
緊急短期入所受入加算(要支援を除く)	90円	1日につき 介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めたと、かつ居宅サービス計画にない利用の場合。認知症行動・心理症状緊急対応加算算定時は算定しない(7日を限度) やむを得ない事情のある場合は14日を加える
若年性認知症利用者受入加算	120円	1日につき 若年性認知症の利用者を受け入れた場合
重度療養管理加算1(要支援を除く)	120円	1日につき 要介護4または5の方で、計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	51円	1日につき 在宅復帰・在宅療養支援等指数が40以上で、介護保健施設サービス費(Ⅰ)の基本型を算定していること。地域に貢献する活動を行っていること。
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	51円	1日につき 在宅復帰・在宅療養支援等指数が70以上で、介護保健施設サービス費(Ⅰ)の在宅強化型を算定していること。
送迎加算	184円	片道につき 居宅と短期入所療養介護事業所との間の送迎を行った場合
総合医学管理加算	275円	1日につき(10日を限度) 治療管理を目的に、計画以外の短期入所を行った場合 治療方針を定め、治療管理をし、診断等の内容を記録する。かかりつけ医に必要な情報提供をする
口腔連携強化加算	50円	1月に1回限り 施設職員が、口腔の健康状態の評価をし、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員へ結果を情報提供した場合。利用者の口腔の健康状態の評価を行うにあたって、診療報酬の指定された算定の実績のある歯科医師等が、相談に対応する体制を確保し、文書等で取り決めていること。
療養食加算	8円	1回につき 1日につき3回を限度 療養食:糖尿病食、腎臓病食、貧血食等を提供した場合
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円	1日につき 施設の入所者総数のうち、自立度のランクⅢ、ⅣまたはⅤに該当する入所者の割合が50%以上であること。 認知症介護実践リーダー研修を修了している者を必要数配置していること チームに認知症ケアに関する専門性の高い看護師を含むこと
緊急時治療管理加算	518円	1日につき 緊急時治療を行った場合。1月に1回連続する3日を限度
特定治療		医科診療報酬点数表に基づく
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円	1月につき (Ⅱ)の要件を満たし、データにより業務改善の成果が確認されていること。見守り機器等を複数導入していること。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	1月につき 利用者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減の委員会を開催し、必要な対策を講じ継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回業務改善の効果をデータで提供を行うこと。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	1日につき 介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上介護福祉士が35%以上サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円	1日につき 介護福祉士が60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	1日につき 介護福祉士が50%以上又は常勤職員70%以上又は勤続7年以上介護福祉士が30%以上
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に7.5%を乗じた単位数の1割